

東久留米市緑地保全計画

平成 28 年 3 月

東久留米市



はじめに

東久留米市は、大都市近郊にありながら水と緑が豊かなまちです。こうした環境は、市民や市の財産です。市内のまとまった雑木林等（本計画において「緑地」という。）は、市街化の進行により減少していますが、残された緑地は水と緑の拠点として貴重な存在となっています。私たちはこの環境を守り育てていく必要があります。

市内の緑地には、東京都が公有地化を前提に指定している「保全地域」や、市有地として保全されている「樹林地」などがあるほか、市民が所有する緑地も市内の水と緑の拠点の形成に重要な役割を担っています。

市内に残された民有の緑地を確実に将来に引き継いでいくためには、公有地化が最も有効な手段ですが、その全てを対象とすることは量的に不可能であり、重要度等から保全すべき価値の高い場所を抽出して、優先的に保全策を進めていく必要があります。

こうしたことから、平成25年4月に策定された「東久留米市第二次緑の基本計画」の中において「雑木林の保全と活用」を重点施策の一つに掲げ、その具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」が位置付けられています。

これを受けて、東久留米市独自の計画として本計画を策定しました。本計画では、緑地の保全優先度評価を行い保全優先度の高い地区から法令や条例・要綱などに基づく基幹的な制度の活用により緑地の保全を進めていくなど、公有地化を含めた様々な施策を総合的に実施することによって、市内の貴重な緑地を保全していくことを目指しています。

今後も、東久留米市の魅力の一つである水と緑を守り育て、そして次の世代へ引き継いでいくためにも、本計画の着実な推進に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご議論いただきました「東久留米市緑地保全計画検討委員会委員」の皆様をはじめ、様々なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から御礼申し上げます。

平成28年3月

東久留米市長

並木克巳

目 次

第1章 「東久留米市緑地保全計画」の位置づけ	1
第2章 市内の緑地の現状と課題	2
第1節 緑地の現状	2
第1項 緑地の継続的な減少	2
第2項 残された緑地の重要性の高まり	3
第2節 緑地保全施策の課題	4
第1項 緑地の保全に向けた取り組みの状況	4
第2項 既存の緑地保全制度に基づく取り組みの問題点	4
第3項 厳しい財政状況	6
第4項 今後の取り組み課題	6
第3章 緑地保全計画	7
第1節 本計画が対象とする緑地保全の取り組み	7
第2節 本計画が対象とする緑地	7
第3節 緑地保全の手順	13
第4節 緑地の保全優先度評価	14
第1項 緑地の保全優先度評価の考え方	14
第2項 評価のポイント及び評価指標（評価項目）	14
第3項 保全優先度評価結果	16
第5節 総合的な緑地保全施策	19
第1項 基幹的な制度の活用による緑地の保全	19
第2項 その他の取り組みによる緑地の保全	21
第3項 本計画と連携して取り組むべき緑の基本計画の施策	23
資料編	
《用語解説》	資料編- 1
《主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要》	資料編- 5
《東久留米市緑地保全計画検討委員会運営要綱》	資料編- 7
《東久留米市緑地保全計画検討委員会名簿》	資料編- 8
《東久留米市緑地保全計画検討委員会における検討事項について》	資料編- 9
《東久留米市緑地保全計画検討委員会の検討経過》	資料編-10

■用語解説について

本文中「※」印を付した語句は、資料編の「用語解説」にて説明していますので、必要に応じてご参照ください。

第1章 「東久留米市緑地保全計画」の位置づけ

本計画は、平成25年4月に策定された緑の基本計画※に位置付けられた、重点施策の一つである「雑木林の保全と活用」の具体的な施策として「緑地保全計画の策定と保全」を目的に、本市独自の計画*1として策定するものである。

なお、今後、緑の基本計画に基づき、「優先度の高い雑木林の確保」を進めるにあたっての指針として活用するものである。

*1 都市緑地法※において作成することが規定されている「緑地保全地域※内の緑地の保全に関する計画」である「緑地保全計画」とは異なるものである

7 重点施策

基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の実現ために「水・緑・人」に関わる個別施策を横断的テーマによりまとめ直し、重要かつ緊急性の高いものを重点施策と位置づけ、着実に計画を推進します。

重点施策

(1) 湧水・清流保全都市宣言の展開

(2) 市民参加の緑づくり

(3) 雑木林の保全と活用(緑地保全のための計画策定と保全)

→ (3) 雑木林の保全と活用(緑地保全計画の策定と保全)

まとまった雑木林を将来に残すために、保全すべき価値の高い場所を抽出するための調査を実施し、その保全のための計画を策定します。計画では、森の広場の指定や公有地化の方針、特別緑地保全地区制度などの活用等についてまとめ、これに基づき優先度の高いものから用地保全を進めていきます。

また、用地保全のために必要となる整備資金として、みどりの基金の充実や、そのための制度の運用を検討していきます。



出典：東久留米市第二次緑の基本計画 (P48, P49)

■用語解説について

本文中「※」印を付した語句は、資料編の「用語解説」にて説明していますので、必要に応じてご参照ください。

第2章 市内の緑地の現状と課題

第1節 緑地の現状

第1項 緑地の継続的な減少

本市の緑は、引き続き減少傾向にある。

市域のうち緑（樹木・樹林、草地、農地）で覆われている面積の割合（緑被率）は、平成5年度に約39%あったものが、平成23年度には約34%に減少した。

そのうち、樹木・樹林は、平成5年度の201.4haから平成23年度の189.7haへと、約12haが消失しており、民有の緑地が相続などにもなまって売却され、宅地化されることが減少要因の一つに挙げられる。

また、緑地確保のために最も効果的な手法である公有地化のために必要な資金の不足など、緑地の減少に対する効果的な施策が実施できていないのが現状である。

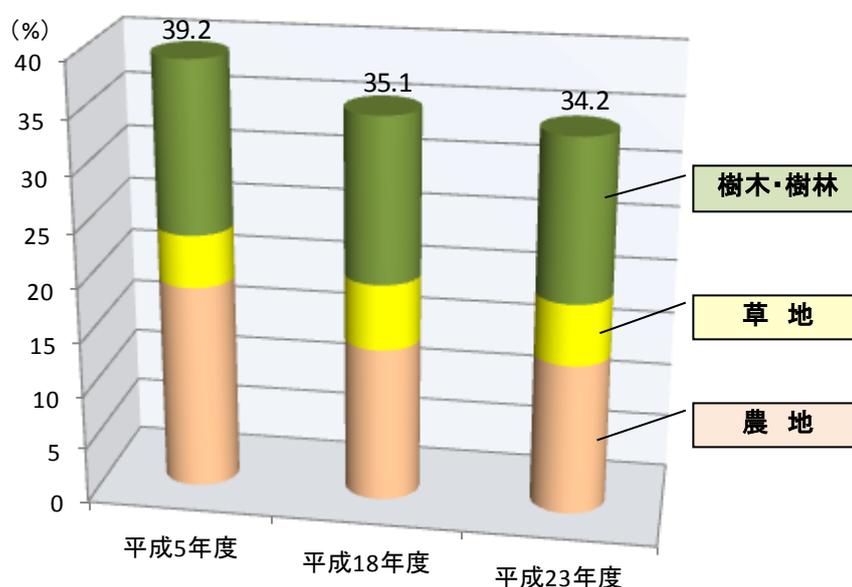


図1 緑被率の変化

表1 緑被地の現況と経年変化

	平成5年*1		平成18年*2		平成23年*3	
	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)	面積 (ha)	緑被率 (%)
樹木・樹林	201.4	15.6	193	15	189.7	14.7
草地*4	60.8	4.8	77.8	6	72.3	5.6
農地	244.3	18.9	183.3	14.2	179.3	13.9
緑被地	506.6	39.2	454.1	35.1	441.3	34.2

*1 出典：平成5年度多摩六都みどりの実態調査（航空写真より縮尺1/2500地形図上で10㎡以上の緑被地を抽出）

*2 出典：平成18年4月から5月にかけて撮影されたデジタルオルソ画像（地上解像度25cm）から緑被地を抽出

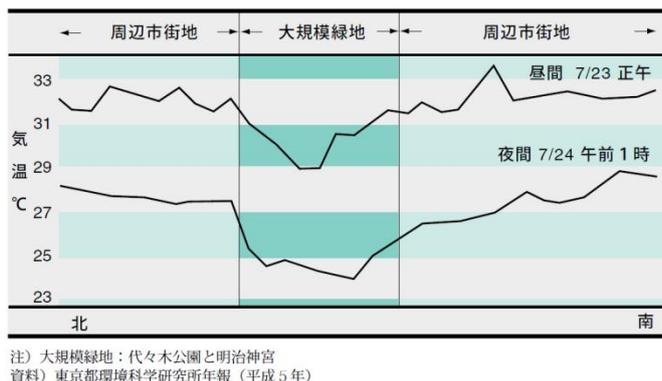
*3 平成18年のデータを平成23年の航空写真により経年変化を把握して修正したもの

*4 平成23年度の草地の内訳は、河川等の草地6.8ha（0.53%）、空地の雑草など一時的な草地16.5ha（1.28%）、公園、住宅地等の管理された草地（芝生）等48.9ha（3.79%）

出典：東久留米市第二次緑の基本計画

第2項 残された緑地の重要性の高まり

本市の緑が減少する一方で、市街地に残された緑地は、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会への転換、さらには、東京であるがゆえの大気汚染対策、ヒートアイランド対策などにも寄与する存在であり、近年、その重要性も高まっている。



大規模緑地内では、周辺市街地と比較して3～4℃気温の低下がみられた。

図2 大規模緑地内と周辺市街地の気温比較

出典：緑の東京計画

表2 樹林・草地・裸地の雨水浸透能力の比較

土地の状況		浸透能 [mm/h]
*1	広葉樹天然林地	272
	針葉樹人工林地	261
	自然草地	143
	人工草地	107
	畑地(東北地方)	99
	裸地(歩道)	13
*2	畑地(関東ローム地域)	200～250
	踏固地(関東ローム地域)	15

*1 出典：村井宏・岩崎勇作(1975)「林地の水および土壌保全機能に関する研究 1」林業試験場研究報告 274, 23-84, 森林総合研究所

*2 出典：金子良(1961)「関東ローム地域の浸透と侵食について」土壌の物理性 4,15-20,土壌物理学会

さらに、「東久留米らしさ」として市民があげるものに「武蔵野の面影を残すまち」があり、この「武蔵野の面影」を形成する重要な要素の一つが、古くから残る屋敷林や樹木である。



農村風景を今に伝える貴重な文化財として主屋などが国登録有形文化財に登録されている「村野家住宅」と調和する屋敷林

図3 国登録有形文化財(建造物)「村野家住宅」と屋敷林

このような緑地の利活用の履歴とともに、古い時代から在来野生種を中心に維持されてきた緑地を拠点とした緑の回廊（エコロジカル・コリドー）を構想していく必要がある。

第2節 緑地保全施策の課題

第1項 緑地の保全に向けた取り組みの状況

これまで緑地などを保全するための取り組みとして、本市では、公園整備事業による公園の整備、都市緑地法や「東久留米市のみどりに関する条例^{*}」などを活用した「保存樹木・保存樹林^{*}」や「緑地保護区域^{*}」の指定、地権者との協定に基づく「市民緑地^{*}」や「森の広場^{*}」の公開、さらには、一団の樹林地の公有地化などを進めてきた。

また、東京都において都立六仙公園の整備を進めるとともに、「東京における自然の保護と回復に関する条例^{*}」に基づく「歴史環境保全地域^{*}」や「緑地保全地域^{*}」の指定を進めている。

第2項 既存の緑地保全制度に基づく取り組みの問題点

雑木林や樹木の所有者の緑を残したいという思いや日常管理など様々な苦労と努力とともに、上述のような手法によって緑地の保全を推進してきたが、その一方で、市街地化の進行などにより、雑木林や樹木の所有者の負担が益々大きくなり、緑被率は減少していった。

また、市条例に基づく「緑地保護区域」の新規指定なども行われなかった。

その結果、次頁に示す「様々な手法による緑地確保の状況（表3）」を見てもわかるように、「条例等の緑地」や「社会通念上安定した緑地（社寺の境内地、企業グラウンド、学校）」などが減少している。

表3 様々な手法による緑地確保の状況

緑地分類				現行計画(人口113956) (平成10年度)			平成22年度(人口116459)		
				平成10年4月1日			平成23年4月1日		
				確保量		㎡/人	供用面積		㎡/人
				箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
公園 緑地等	住区基幹公園	街区公園	84	5.77	0.51	114	7.45	0.64	
		近隣公園	2	7.59	0.67	2	7.59	0.65	
		都市基幹公園	0	0.00	0.00	1	2.56	0.22	
		総合公園							
	基幹公園計		86	13.36	1.17	117	17.60	1.51	
	特殊公園	特殊公園	2	1.26	0.11	2	1.26	0.11	
		墓園	1	7.90	0.69	1	7.90	0.68	
		都市緑地	3	1.07	0.09	4	2.05	0.18	
		その他小計	6	10.23	0.90	7	11.21	0.96	
	都市公園計		92	23.59	2.07	124	28.81	2.47	
	条例等の公園		4	0.25	0.02	4	0.25	0.02	
	都市機構遊園		3	4.16	0.37	3	4.74	0.41	
	都営住宅遊園		3	1.52	0.13	3	1.89	0.16	
	滝山遊歩道		1	0.39	0.03	1	0.39	0.03	
	小計		11	6.32	0.55	11	7.27	0.62	
合計		103	29.91	2.62	135	36.08	3.10		
制度上 安定した 緑地	法によるもの	生産緑地地区	319	185.87		313	160.80		
		風致地区	1	1.50		1	1.50		
		河川区域	2	14.90		2	14.90		
		市民緑地	1	0.10		1	0.10		
	条例等 によるもの	条例等の緑地	1	0.33		1	0.19		
		緑地保全地域	8	13.26		8	13.26		
		森の広場	6	2.67		7	2.86		
		樹林地	2	0.07		6	0.33		
	その他	市街化調整区域内の農地	6	3.02			1.85		
	合計		346	221.72		339	195.79		
公園・緑地の現況		449	251.63		474	231.87			
社会通念 上安定した 緑地	神社・寺の境内地	企業グラウンド	17	8.13		17	7.26		
		企業グラウンド	1	5.50		0	0.00		
		学校(小・中学校・高校)	28	39.20		26	36.74		
	合計		46	52.83		43	44.00		
緑地の重複		6	2.27		7	3.15			
緑地総計		489	302.19		510	272.72			

出典：東久留米市第二次緑の基本計画

*上表の は、平成10年度と比較して、平成22年度の面積が減少した緑地の分類項目

このような状況の中で、平成23年度に市が実施した「緑と水に関する市民アンケート調査」の結果(図4)では、私有地の樹木・樹林の保全に対して、規制をかけることや公有地化することについて、多くの市民が賛同していることが示された。

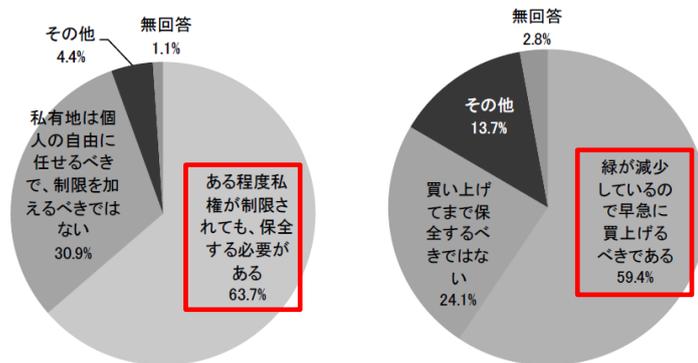


図4 私有地の樹木・樹林の保全に対する市民意向

出典：東久留米市第二次緑の基本計画

第3項 厳しい財政状況

本市では、緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度として「みどりの基金^{*}」を設け、宅地開発等にもなう寄付を積み立てており、平成26年度末の基金残高は、約7.9億円となっている。

しかし、緑地の公有地化には、多大な費用が必要となり、「みどりの基金」に余裕があるとは言えない状況である。

公有地化を行うための財源としては、国や東京都の補助制度の活用を検討するとともに、「みどりの基金」の活用も必要になるため、今後、さらに充足させる仕組みを検討する必要がある。

第4項 今後の取り組み課題

第1項から第3項を踏まえ、今後の本市の緑地保全における取り組み課題を以下に整理する。

①緑地の減少を食い止めるため、公有地化も含めた法令等の制度の活用など、様々な施策を実施することによって保全していくこと。

⇒ 対応する施策：第3章第5節第1項(1)、第2項(1)

②広く市民の緑の保全に対する理解を促す方法を検討していくこと。

⇒ 対応する施策：第3章第5節第1項(2)、第2項(4)

③限られた財源の中で公有地化を行うため、国や東京都の補助制度の活用や「みどりの基金」の充実を図ること。 ⇒ 対応する施策：第3章第5節第2項(2)、(3)

第3章 緑地保全計画

第1節 本計画が対象とする緑地保全の取り組み

本計画は、前章第4項で整理した今後の取り組み課題のうち、「①緑地の減少を食い止めるため、公有地化も含めた法令等の制度の活用など、様々な施策を実施することによって保全していくこと」に対応することを目的とする。

このため、本計画は緑地機能などから保全の優先度を明らかにするとともに、各緑地の様々な状況に応じて、適切な保全方策を選択できるように、活用可能な制度を示し、対象とする緑地保全のあり方を示すものである。

第2節 本計画が対象とする緑地

本計画は、緑の基本計画に位置付けられた重点施策として策定するものであり、本計画において対象とする緑地は、緑の基本計画で、「第二次計画において将来にわたり保全・回復していく」として設定した「水と緑の拠点 (17 拠点)」内の緑地とする。

また、「お薦めの緑」として概ね 0.1ha (1,000 m²) のまとまった緑を対象に、市民及び検討委員会委員が推薦する市内の緑地を募集したところ、この水と緑の拠点内の緑地について推薦があったため、本計画における対象とした。

水と緑の将来像のイメージ

●水と緑の拠点とは・・・

緑には、生物の生息空間、湧水の涵養域、市民が憩い・活動する場所、防災上の拠点といった機能があります。このような機能を効果的に発揮するために特に重要な場所を水と緑の拠点とします。河川の合流点やまとまった湧水地のある水の拠点と、雑木林や市内でも広い公園のある緑の拠点で、第二次計画において将来にわたり保全・回復していきます。



出典：「東久留米市第二次緑の基本計画」第3章 基本計画 (P16)

また、本計画の対象とする緑地については、優先度の高いものから保全を進めていく主旨から、すべての緑地を対象とするのではなく、一定規模以上のまとまりを有する緑地であるとともに、既に保全・活用されている公園緑地などと隣接するものや、緑の基本計画に位置づけのある既往事業の区域内に位置するなど、保全による相乗的な効果が見込まれる緑地に限定する。

以上の点を踏まえ、本計画で検討の対象となる緑地の条件を次のように設定する。

【対象緑地の条件】

以下の①～③のいずれかの条件に合致する緑地とする。

- ①『緑の基本計画』の水と緑の拠点内にあるまとまりのある*¹民有の緑地*²であって、都市計画公園・都市計画緑地*、市の樹林地、特別緑地保全地区*、都保全地域、市条例の公園により確保された緑地と隣接する緑地
- ②『緑の基本計画』の水と緑の拠点内にあるまとまりのある*¹民有の緑地*²であって、『緑の基本計画』に位置付けのある黒目川上流域親水化事業*区域内の緑地
- ③『緑の基本計画』の水と緑の拠点内にあり、また、面積の大小に関わらず、既に、市民緑地、森の広場に指定されている民有の緑地*²

*¹：緑地のまとまりが概ね0.3ha（3,000㎡）以上あるもの

*²：公有地、あるいは公共公益施設等の敷地[公園、道路、河川、学校、ごみ処理施設、公社・公団の団地等]にある緑地、都市計画公園・緑地の区域、特別緑地保全地区、都保全地域に指定されている（行政による土地の買取りが前提である）区域内の緑地は除く

なお、上記の条件を充たす緑地に隣接する農地で、緑地と一体となって武蔵野の風景を形成するなど、特に保全の必要性が認められる場合には、当該農地の区域も検討対象とする。

上記の条件に基づき、本計画で対象とする緑地を次頁（表4）のように定める。

表4 東久留米市緑地保全計画の対象とする緑地の一覧

地区 No.	対象地区名	所在地	緑地の概要		対象緑地の条件		
			水と緑の拠点	緑地の種別	①	②	③
1	柳窪けやき森の広場	<small>やなぎくぼ</small> 柳窪五丁目	柳窪	雑木林			○
2	黒目川源流域	<small>やなぎくぼ</small> 柳窪四丁目	柳窪	雑木林、屋敷林	○	○	
3-1	柳窪天神社周辺	<small>やなぎくぼ</small> 柳窪四丁目	柳窪	屋敷林、農地	○	○	
3-2				社寺林、農地	○	○	
4	下里氷川神社周辺	<small>しもさと</small> 下里二丁目	下里	社寺林、農地		○	
5-1	金山巖島神社周辺	<small>かなやまちょう</small> 金山町一丁目	金山	社寺林、農地	○		
5-2				屋敷林、農地	○		
6	向山緑地公園周辺	<small>みなみさわ</small> 南沢三丁目	南沢	雑木林、農地	○		○
7	南沢屋敷林	<small>みなみさわ</small> 南沢三丁目	南沢	屋敷林	○		
8	前沢森の広場	<small>まえさわ</small> 前沢三丁目	前沢・南町	雑木林、農地	○		
9	南町森の広場	<small>みなみちょう</small> 南町三丁目	前沢・南町	雑木林、農地	○		
10	前沢第二森の広場	<small>まえさわ</small> 前沢三丁目	前沢・南町	雑木林			○

*道路、河川、建築物などで明確に分断される緑地は地区を区分した

前頁で示した本計画で対象とする緑地（表4）の位置を以下に示す。

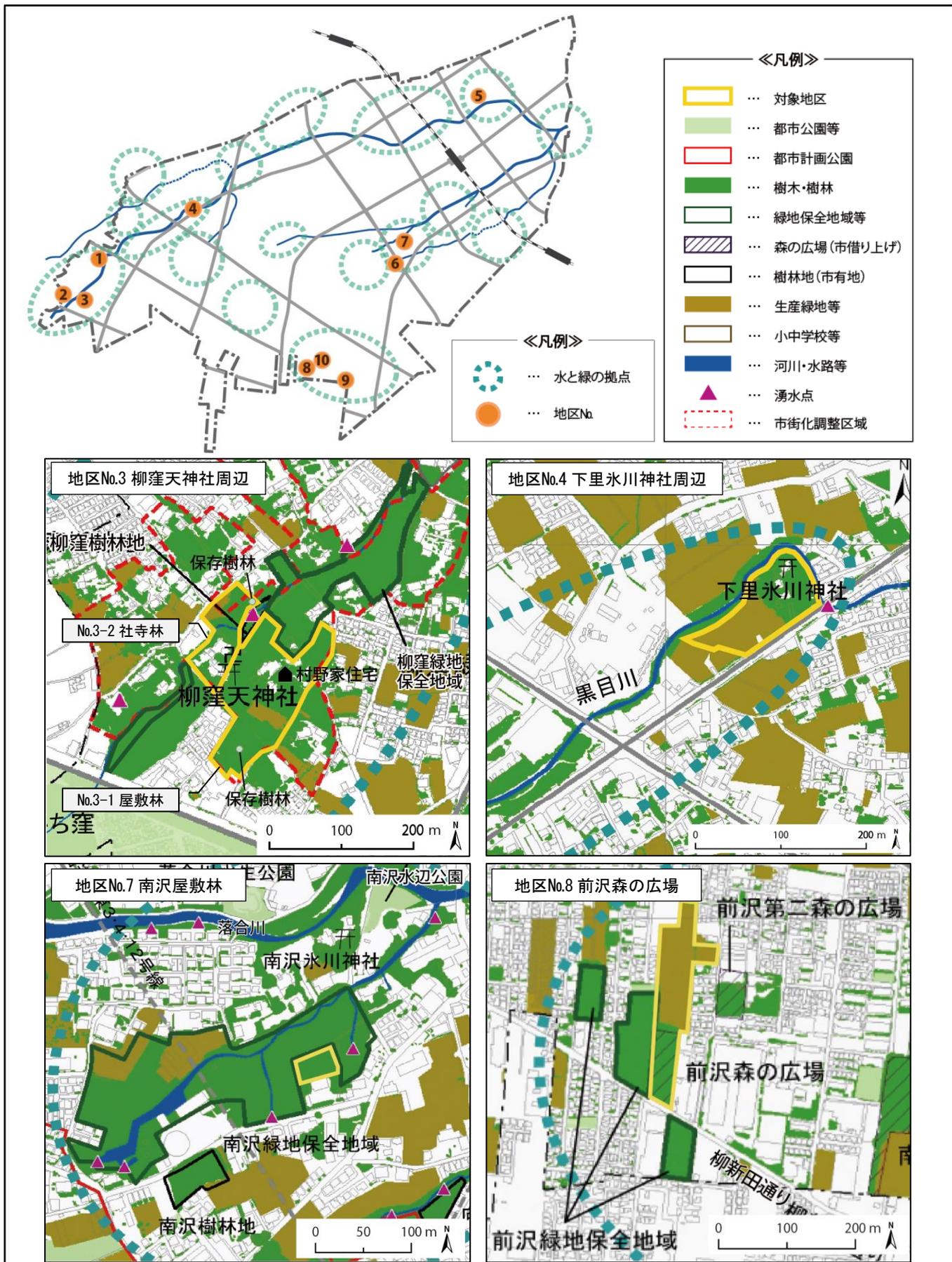
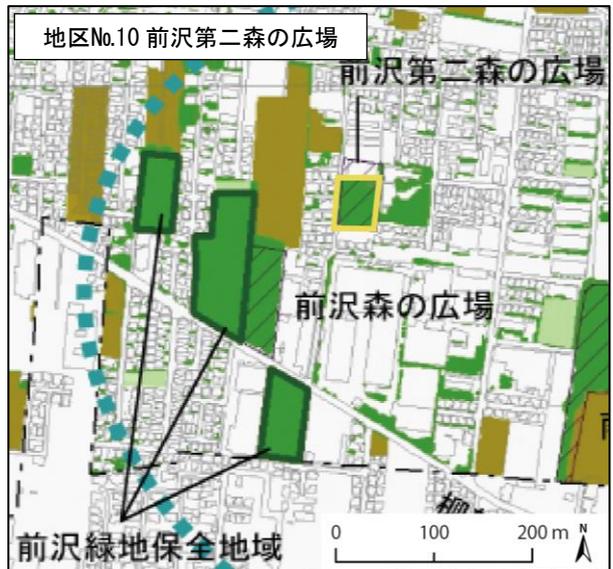
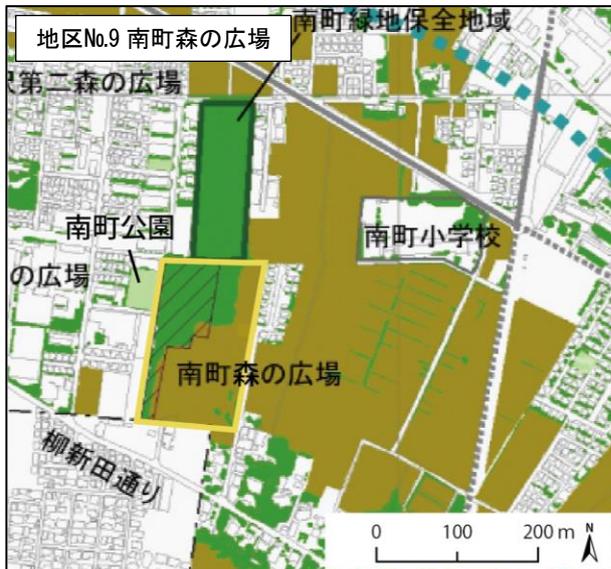


図5 東久留米市緑地保全計画の対象とする緑地の位置図



第3節 緑地保全の手順

対象緑地について、以下のような手順で保全を進めるものとする。

- ①緑地の持つ機能などから保全の重要度や優先度を評価し、保全に取り組む優先順位（以下、「保全優先度」という。）を明らかにする。また、評価のポイントのうち「4. 市民利用のしやすさ」の基準に適合し、都市公園や森の広場等との一体的な利用が期待される緑地については、「利活用を促進する緑地」と位置付ける。 ⇒ 第4節 第2項、第3項
- ②保全優先度の高い緑地から、順次、「緑地に対する担保力を向上する施策の推進」に取り組む。また、利活用を促進する緑地については「緑地に対する担保力を向上する施策」と並行して、保全優先度の高低にかかわらず「利活用促進策を通じた緑地保全の推進」に取り組むものとする。 ⇒ 第5節 第1項
- ③上記②に加え、東久留米市みどりの基金の充実や緑地保全に対する市民参加の呼びかけなど、間接的に緑地保全に寄与する「その他の取り組みによる緑地の保全」に取り組むとともに、「本計画と連携して取り組むべき緑の基本計画の施策」の促進を図る。
⇒ 第5節 第2項、第3項

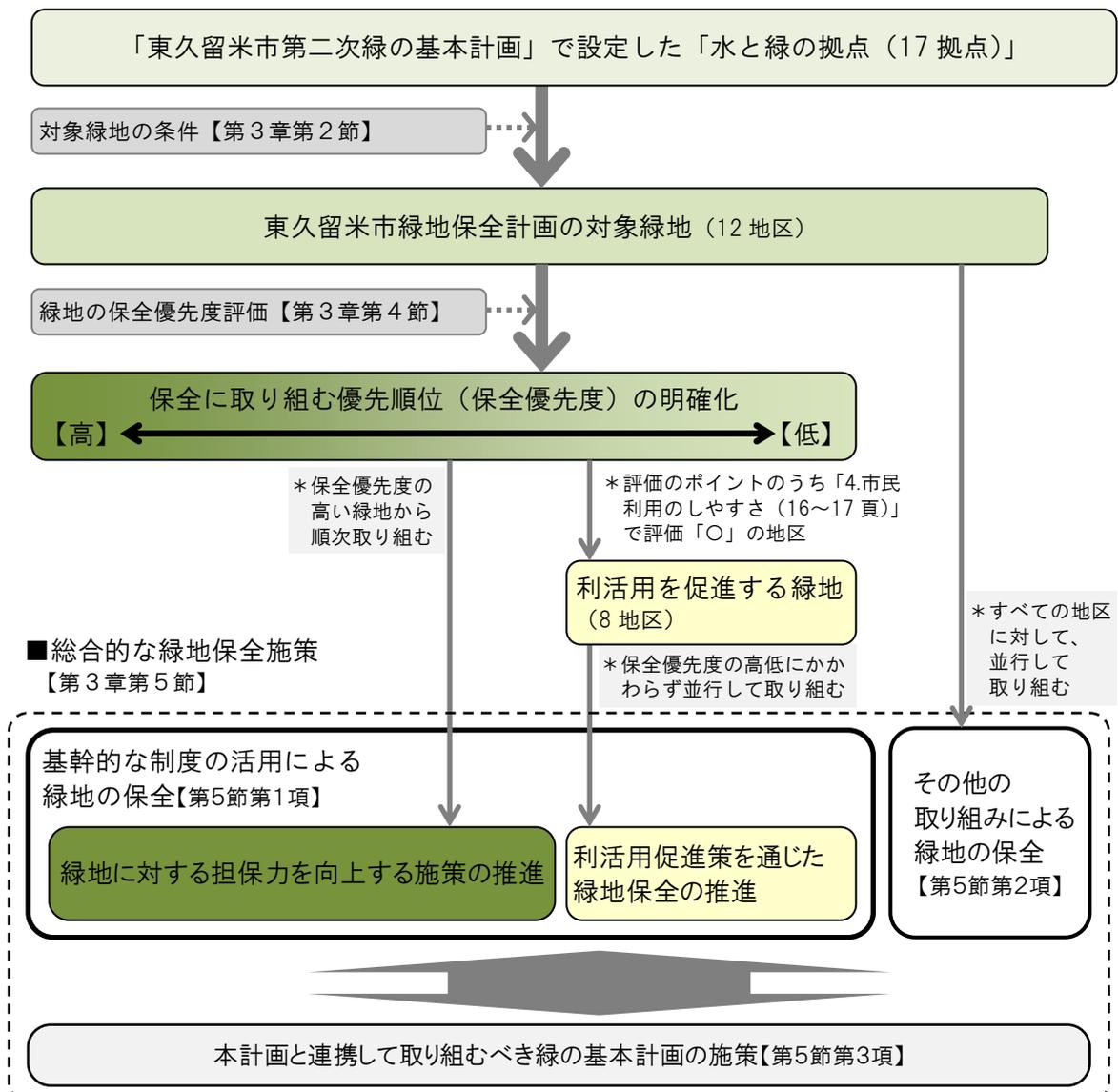


図6 緑地保全の流れ（フロー）図

第4節 緑地の保全優先度評価

第1項 緑地の保全優先度評価の考え方

緑地の保全優先度評価は、対象緑地それぞれに保全の優先度を付すことを目的に行う。

本計画が、緑の基本計画で定めた将来像を実現するための施策の一つであることを踏まえ、緑地の評価においても、「水と緑の将来像」の実現への寄与度の観点を重視し、評価の指標や基準などを設定する。

なお、評価の対象となる各緑地の概況や植生などの自然条件、法制度上の位置付けなどの社会条件については、評価時点の最新の情報を調査・整理する。

第2項 評価のポイント及び評価指標（評価項目）

緑の基本計画の「水と緑の将来像」に「湧水や清流の保全と必要な水循環*がつくれ、多様な生物が育成し、人々はそれらに親しみ守り育てます」とあるように、エコロジカル・コリドー（生態的回廊）*の形成と、湧水・河川水の供給源として、雨水の土壌浸透による地下水の涵養、それらによる生物多様性*の維持・拡大、生活・文化環境の形成が、本計画を定めて緑地を保全する主要な目的であり、この目的を踏まえて緑地の保全優先度評価の指標・基準等（表5）を設定する。

この指標と基準を基に評価を行い、その結果（総合点）を基に、対象緑地の保全優先度を判定する。

表5 緑地の保全優先度評価の指標・基準等

評価のポイント	評価指標 (評価項目)	保全優先度評価の基準	
		評価Ⅰ (○)	評価Ⅱ
1. 生物の生息環境の保全(エコロジカル・コルダの形成)	①高木層の樹種の構成	地区全体の3分の1以上が、コナラ等を中心とする落葉広葉樹、シラカシ等を中心とする常緑広葉樹で構成される林(植生図により判定)	左記以外の林
	②樹林の形態	地区内の樹林が、高木・中木・低木が適度に含まれ(各層に過密・過疎が見られず)、草本層*を有する	同上
	③一体となった樹林の面積	地区内の樹林地(草地・農地等は除く)と樹冠のつながりがある周辺の樹林地(草地・農地等は除く)と合わせて2ha以上の林を形成	同上
	④草地・農地との連続性	地区内に草地・農地を含む、あるいは、地区外の草地・農地と平面的な連続性がある多様な環境を有する林(陸生生物の陸上移動を考慮しているため、道路等で分断されていない場合に限って評価)	同上
	⑤地形の多様性	斜面地や崖地、河川渓谷など多様な地形を有する林(縁崖林*など)	同上
2. 生活環境の形成(水文地形*の保全)	⑥雨水涵養効果による湧水・河川水への寄与	地区内の樹林地が河川や湧水を包含、もしくは隣接し、雨水の浸透や水辺環境(護岸等)の保全に寄与する林	同上
3. 地域文化の保全	⑦屋敷林・社寺林の形成	武蔵野原風景の中でもとりわけ屋敷林、社寺林を形成する林	同上
	⑧歴史的資源との一体性	国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡の保存に寄与するこれらの文化財を包含する林	同上
4. 市民利用のしやすさ	⑨都市公園等との連続性	市民の利用に供されている都市公園・緑地、特別緑地保全地区、森の広場、市民緑地等を包含する、あるいは、それらと連続性のある林(人の利用を考慮しているため道路等で分断されていても隣接地にあれば連続しているものと評価)	同上
5. 緑地の脆弱性	⑩都市計画上の位置づけ	地区全体の5割以上が開発されやすい市街化区域*に位置する林	同上
総合点		評価指標のうち基準を満たす(○)の個数で評価する	

保全優先度の評価とは別に、上表「4. 市民利用のしやすさ」の評価指標「⑨都市公園等との連続性」の基準に適合する緑地については、都市公園や森の広場等との一体的な利活用により、相乗的な市民の利活用の促進が図られる可能性が高いことから、「利活用を促進する緑地」として位置づけるものとする。

第3項 保全優先度評価結果

「第2項 評価のポイント及び評価指標（評価項目）」に基づき、対象緑地の保全優先度を評価した結果は以下の通りである。

評価のポイント	評価指標（評価項目）	1 柳窪けやき 森の広場	2 黒目川 流域	3-1 柳窪天神社 周辺 (屋敷林)	3-2 柳窪天神社 周辺 (社寺林)	4 下里水川 神社周辺
1. 生物の生息環境の保全（エコロジカル・コリドーの形成）	① 高木層の樹種の構成	○ ほぼ地区全体が落葉広葉樹林	○ 地区の1/3以上が落葉広葉樹林が常緑広葉樹林	○ 地区の1/2以上が落葉広葉樹林	○ 地区の1/2以上が落葉広葉樹林が常緑広葉樹林	○ 地区の1/3以上が落葉広葉樹林が常緑広葉樹林
	② 樹林の形態	○ 中・低木層がほとんど見られない	○ 密集した竹林が広がり、中・低木層が貧弱	○ 中・低木の一部に庭木が混在するが、各層の植物が適度に生育	○ 一部に密集した竹林が見られるが各層の植物が適度に生育	○ 中・低木の一部に庭木が混在するが、各層の植物が適度に生育
	③ 一体となった樹林の面積（2ha以上）	○ 地区内：0.20ha 地区外：— 全体：0.20ha	○ 地区内：0.42ha 地区外：4.32ha 全体：4.74ha	○ 地区内：1.35ha 地区外：3.41ha 全体：4.76ha	○ 地区内：0.47ha 地区外：4.29ha 全体：4.76ha	○ 地区内：0.30ha 地区外：— 全体：0.30ha
	④ 草地・農地との連続性	○ 地区内に草地を含む	○ 地区内又は地区外に連続する草地・農地がない	○ 地区内に農地を含む	○ 地区内に農地を含む	○ 地区内に草地と農地を含む
	⑤ 地形の多様性	○ 平坦地（地形の多様性なし）	○ 斜面地、窪地、水みちあり	○ 平坦地（地形の多様性なし）	○ 小崖地、斜面地、窪地、水みちあり	○ 小崖地、斜面地、あり
2. 生活環境の形成（水文地形の保全）	⑥ 雨水涵養効果による湧水・河川水への寄与	○ 三方橋下流右岸湧水点及び黒目川に隣接	○ 通称あがつと池及び黒目川に隣接	○ 湧水点・河川の包含もしくは隣接なし	○ 天神社前右岸湧水点が隣接、黒目川を包含	○ 黒目川に隣接
3. 地域文化の保全	⑦ 屋敷林・社寺林の形成	○ 屋敷林・社寺林以外の孤立林	○ 屋敷林を形成	○ 村野家住宅の屋敷林を形成	○ 柳窪天神社、長福寺の社寺林を形成	○ 水川神社の社叢を形成
	⑧ 歴史的資源との一体性	○ 国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	○ 国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	○ 国登録文化財「村野家住宅」を包含	○ 埋蔵文化財（縄文時代）包蔵地を包含	○ 埋蔵文化財（旧石器・縄文時代）包蔵地を包含
4. 市民利用のしやすさ	⑨ 都市公園等との連続性	○ 森の広場を包含	○ 特別緑地保全地区と連続	○ 市民利用に供されている緑地等の包含・連続なし	○ 市民利用に供されている緑地等の包含・連続なし	○ 市民利用に供されている緑地等の包含・連続なし
5. 緑地の脆弱性	⑩ 都市計画上の位置づけ	○ 地区全体が市街化区域	○ 地区全体が市街化調整区域*	○ 地区全体が市街化調整区域	○ 地区の約2割が市街化区域、約8割が市街化調整区域	○ 地区全体が市街化区域
総合点		5	6	6	8	8

表6 対象緑地の保全優先度評価の結果

5-1 金山 厳島神社 周辺 (西側)	5-2 金山 厳島神社 周辺 (東側)	6 向山 緑地公園 周辺	7 南沢 屋敷林	8 前沢 森の広 場	9 南町 森の広 場	10 前沢 第二森 の広場
○				○	○	○
地区の1/3以上が落葉広葉樹林か常緑広葉樹林	落葉広葉樹、常緑広葉樹は生息するが1/3未満	落葉広葉樹、常緑広葉樹は生息するが1/3未満	落葉広葉樹、常緑広葉樹は生息するが1/3未満	地区の1/3以上が落葉広葉樹林	地区の1/3以上が落葉広葉樹林か常緑広葉樹林	ほぼ地区全体が落葉広葉樹林
		○		○	○	
屋敷林の一部を除き中・低木層がほとんど見られない	中・低木層がほとんど見られない	一部に密集した竹林が見られるが樹林地は各層の植物が適度に生育	地区全体にわたって竹が繁茂し、中・低木層が貧弱	樹林地は、全体にわたって、各層の植物が適度に生育	樹林地は、全体にわたって、各層の植物が適度に生育	各層に植物が見られるものの、高木層以外の層が貧弱
			○			
地区内：0.42ha 地区外：1.46ha 全体：1.88ha	地区内：0.14ha 地区外：1.74ha 全体：1.88ha	地区内：0.13ha 地区外：0.56ha 全体：0.69ha	地区内：0.10ha 地区外：2.54ha 全体：2.64ha	地区内：0.46ha 地区外：0.50ha 全体：0.96ha	地区内：0.82ha 地区外：1.12ha 全体：1.94ha	地区内：0.13ha 地区外：0.26ha 全体：0.39ha
○	○	○		○	○	
地区内に草地と農地を含む	地区外に連続する農地がある	地区内に草地と農地を含む	地区内又は地区外に連続する草地・農地がない	地区内に農地を含む	地区内に草地と農地を含む	地区内又は地区外に連続する草地・農地がない
○	○	○	○			
小崖地、斜面地、窪地、水みちあり	小崖地、斜面地、あり	小崖地、斜面地、水みちあり、河川の谷頭	小崖地、斜面地、窪地、水みちあり	平坦地（地形の多様性なし）	平坦地（地形の多様性なし）	平坦地（地形の多様性なし）
		○	○			
湧水点・河川の包含もしくは隣接なし	湧水点・河川の包含もしくは隣接なし	立野川最上流端湧水点及び立野川に隣接	南沢湧水群（樹林の奥の泉）及び落合川に隣接	湧水点・河川の包含もしくは隣接なし	湧水点・河川の包含もしくは隣接なし	湧水点・河川の包含もしくは隣接なし
○	○		○			
厳島神社の社叢と屋敷林を形成	屋敷林を形成	屋敷林・社寺林以外の孤立林	屋敷林を形成	屋敷林・社寺林以外の孤立林	屋敷林・社寺林以外の孤立林	屋敷林・社寺林以外の孤立林
		○				
国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	埋蔵文化財(旧石器・縄文・奈良平安時代)包蔵地を包含	国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし	国登録・都指定文化財、旧石器・縄文遺跡なし
○	○	○		○	○	○
森の広場と連続	森の広場と連続	市民緑地を包含、向山緑地公園と連続	市民利用に供されている緑地等の包含・連続なし	森の広場を包含	森の広場を包含	森の広場を包含
○	○	○	○	○	○	○
地区全体が市街化区域						
6	5	7	5	5	5	3

保全優先度の高低は、表7の通りである。

表7 保全優先度（順位）

保全優先度評価総合点	対象地区名
8点	3-2 柳窪天神社周辺（社寺林）
	4 下里氷川神社周辺
7点	6 向山緑地公園周辺
6点	2 黒目川源流域
	3-1 柳窪天神社周辺（屋敷林）
	5-1 金山巖島神社周辺（西側）
5点	1 柳窪けやき森の広場
	5-2 金山巖島神社周辺（東側）
	7 南沢屋敷林
	8 前沢森の広場
	9 南町森の広場
3点	10 前沢第二森の広場

*同一順位（同一点数）の中に順位の優劣はない

また、第4節第2項で述べた、評価のポイント「4. 市民利用のしやすさ」の評価指標「⑨都市公園等との連続性」の基準に適合し、「利活用を促進する緑地」に位置付ける地区は、表8の通りである。

表8 利活用を促進する緑地

対象地区名
1 柳窪けやき森の広場
2 黒目川源流域
5-1 金山巖島神社周辺（西側）
5-2 金山巖島神社周辺（東側）
6 向山緑地公園周辺
8 前沢森の広場
9 南町森の広場
10 前沢第二森の広場

第5節 総合的な緑地保全施策

本計画は、公有地化だけでなく、様々な施策を総合的に実施することによって、市内の貴重な緑地を保全していくことを目指している。

総合的な緑地保全施策として、前節「第4節 緑地の保全優先度評価」で評価した緑地の保全優先度の高い順に取り組む「緑地に対する担保力を向上する施策の推進」（第1項（1））、評価のポイント「4. 市民利用のしやすさ」の評価指標「⑨都市公園等との連続性」の基準に適合した「利活用を促進する緑地」に対して保全優先度の高低にかかわらず取り組む「利活用促進策を通じた緑地保全の推進」（第1項（2））を基幹的な制度の活用による緑地の保全と位置付ける。

また、上記の緑地保全の取り組みを後押しし、間接的に緑地保全に寄与する施策を「その他の取り組みによる緑地の保全」（第2項）と位置付ける。

さらに、本計画の取り組みと連携して取り組むことで、緑地保全の更なる推進につながることを期待される緑の基本計画に位置づけのある施策を「本計画と連携して取り組むべき緑の基本計画の施策」（第3項）として示し、その促進を図るものとする。

第1項 基幹的な制度の活用による緑地の保全

保全優先度（表7）の高い地区から、緑地保全に関わる法令や条例・要綱などに基づく制度の活用により、対象地区の緑地を直接的に保全する。

また、「利活用を促進する緑地」については、緑地の公開に関わる法令や条例・要綱などに基づく制度の活用により、市民の利活用の促進につながるよう対象地区の公開を積極的に進めることを通じて緑地保全を進める。

（1）緑地に対する担保力を向上する施策の推進

《取組対象：保全優先度の高い地区から順次実施》

①各緑地の実態に合わせて、次頁表9に示す「担保力を向上する施策（例）」などの中から、可能な限り担保力の高い制度の導入を検討する。

②公有地化を前提とする「都市公園・緑地の整備」や「特別緑地保全地区の指定」を行う緑地については、「緑確保の総合的な方針^{*}」の中で、今後10年間で、用地買収や法などに基づいて保全していく「確保地^{*}」への位置付けを目指す。

なお、公有地化を前提とする「都市公園・緑地の整備」や「特別緑地保全地区の指定」に取り組む際には、以下に示す「公有地化を進める際の配慮事項」を踏まえて進めるものとする。また、用地買収に係る費用については、都市公園事業や緑地保全等事業などの交付金を最大限活用するとともに、「みどりの基金」の活用も検討する。

[公有地化を進める際の配慮事項]

- ・土地所有者等の意向を把握した上で、土地所有者から東久留米市への土地売却などで協力が得られる緑地であること
- ・緑地消失の蓋然性が一般的に低いと考えられる社寺林や屋敷林、生産緑地地区^{*}以外の緑地を優先する

③表9に示す「担保力を向上する施策（例）」のほか、周辺のまちづくりにあわせて、地区計画制度[※]の活用が可能な場合には、緑地の実態に合わせて地区計画の中で緑地保全を検討する。

表9 担保力を向上する施策（例）

制度及び内容		担保力		法令上の位置づけ
都市計画公園・緑地の整備	都市計画決定 用地買収 施設整備	高	公有地化（前提）	都市計画法 都市緑地法 都市公園法
特別緑地保全地区の指定	都市計画決定 行為の制限（許可制） 申出による用地買収（義務）	高	行為：許可制 公有地化（前提）	都市計画法 都市緑地法
生産緑地地区の指定 （農地のみ対象）	都市計画決定 行為の制限（許可制） 申出による用地買収（可能）	中	行為：許可制 公有地化（市判断）	都市計画法 生産緑地法 都市緑地法
緑地保全地域 [※] の指定	都市計画決定 行為の制限（届出制）	低	行為：届出制	都市計画法 都市緑地法
緑地保護区域の指定	行為の規制（届出制）	低	行為：届出制	東久留米市の みどりに関する 条例
保存樹木等（保存樹林）の指定	伐採・移植の規制（届出制）	低	行為：届出制	

（2）利活用促進策を通じた緑地保全の推進

《取組対象：「利活用を促進する緑地」に位置付けた地区（上記（1）と並行して実施）》

- ①隣接する都市公園や森の広場等との一体的な活用を目指し、緑地の公開に向けた土地所有者との協議・調整を進める。
- ②緑地の実態や土地所有者の実情などを踏まえ、表10に示す「利活用を促進する施策（例）」などの中から適切な制度を選定し、緑地の公開を進める。
- ③緑地の公開による市民の利用促進を通じて、一定期間の緑地保全を実現する。

表10 利活用を促進する施策（例）

制度及び内容		契約期間（公開等により保全される期間） [制度活用にともなう優遇処置や効果等]	法令上の位置づけ
借地公園の整備	貸借契約 都市公園開設	20年以上も可能（具体の期間は契約による） [20年以上等の場合：相続税評価減] [無償貸付の場合：固定資産税、都市計画税が非課税]	都市公園法
市民緑地の指定	市民緑地契約 緑地の公開 施設整備	5年以上（具体の期間は契約による） [20年以上等の場合：相続税評価減] [無償貸付の場合：固定資産税、都市計画税が非課税]	都市緑地法
森の広場の指定	借上げ契約 森の市民開放	単年度 [固定資産税、都市計画税負担相当額を 使用料とともに交付]	市と地権者の 個別契約
市民農園 （市で行うもの）	市が借地 市民利用に供す 分区園を整備 市民に貸付け	期間は自治体で設定 [20年以上等の場合：相続税評価減] [無償貸付の場合：固定資産税、都市計画税が非課税]	市民農園整備 促進法、 特定農地貸 付法等
農の風景育成 地区 [※] の指定 （東京都）	都市計画制度など を積極的に活用 する地区	－（期間の定めはない） [散在する農地を一体の都市計画公園として指定可能、 地区指定を通じた農業者と地域住民の交流促進が可能]	農の風景育 成地区指定 運営要綱

第2項 その他の取り組みによる緑地の保全

前項「第1項 基幹的な制度の活用による緑地の保全」の取り組みを後押しし、間接的に緑地保全に寄与する以下の(1)～(4)の施策に取り組むものとする。

また、各施策に関連する東京都あるいは本市の取り組みも、表11～14に示す。

なお、これらの施策は、個別の対象地区に対して実施する前項「第1項 基幹的な制度の活用による緑地の保全」の取り組みと並行して実施する。

(1) 関係機関との連携強化

- ①生産緑地地区の買取りの申出があった際に、買取りの検討や積極的な農林業者への斡旋に取り組んでいくとともに、農業委員会や東京みらい農業協同組合などとの連携を強化する。

表11 関係機関との連携強化と関連する取り組み

計画上の位置づけ		具体的な施策
関連計画	緑の基本計画	農地保全のための制度の検討と保全

(2) 東久留米市みどりの基金の充実等

- ①「みどりの基金」の現状(残高)などを踏まえ、寄附や募金を呼びかけるなど、基金の充実に努める。
- ②基金の大半が、宅地開発時の緑地整備の代替えとして納められる開発事業者からの寄付であることから、効果的な制度の運用を工夫していくものとする。
- ③市民・企業参加型のトラスト制度*など、新たな財源確保のための仕組みなどについて、先行事例などの調査・研究に努める。

表12 東久留米市みどりの基金の充実等と関連する取り組み

計画上の位置づけ		具体的な施策
関連計画	緑の基本計画	整備資金(みどりの基金等)の充実
	緑確保の総合的な方針	民間基金と連携した緑地保全

(3) 国や東京都への協力要請

- ①緑地の保全に係る税制優遇措置や国庫補助金の拡大などを、東京都と連携・協力しながら、引き続き要請していくものとする。
- ②「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「保全地域」の指定拡大を東京都に要請していくものとする。

表 13 国や東京都への協力要請と関連する取り組み

計画上の位置づけ		具体的な施策	
関連計画	緑の基本計画	雑木林に係る相続税軽減措置の要望	
	緑確保の総合的な方針	既に進めている緑確保への取り組み	都条例「保全地域」の指定

(4) 緑地保全に対する市民参加の呼びかけ

- ①市街地に残る緑地の重要性や緑地保全の取り組みに対する市民への理解の醸成を図るとともに、維持管理活動などへの参加・協力の働きかけを積極的に行う。
- ②具体的には、本計画の公表、環境学習などを通じた普及啓発、また、関連する計画や法制度、事業などのPRに努める。

表 14 緑地保全に対する市民参加の呼びかけと関連する取り組み

計画・制度上の位置づけ		具体的な施策	
関連計画	緑の基本計画	保存樹木・樹林のPRと指定の促進	
		水と緑の保全活動の推進	
		市民のための環境学習の推進	
		学校における環境学習の支援	
	緑確保の総合的な方針	既存の緑を守るための新たな取組	屋敷林保全プロジェクト※ 民間基金と連携した緑地保全

第3項 本計画と連携して取り組むべき緑の基本計画の施策

「第1項 基幹的な制度の活用による緑地の保全」及び「第2項 その他の取り組みによる緑地の保全」で示した本計画の取り組みと連携して取り組むことで、緑地保全の更なる推進につながることを期待される緑の基本計画に位置づけのある、以下(1)～(3)の施策について、その促進を図るものとする。

また、各施策の緑の基本計画における位置づけ(基本方針、個別目標など)を、表15～17にあわせて示す。

(1) 保全した緑地の管理における市民協働の仕組みの構築

公有地化した緑地は、動植物の生息・生育環境として生物多様性の保全に寄与するとともに、武蔵野の原風景を形成するほか、環境学習の場を提供するなど、多様な機能が期待される。このような多面的な機能を維持していくためには、緑地の適正な維持管理を継続的に行っていくことが必要である。

これまで市内において、公有地化などによって保全されてきた緑地は、ボランティア団体などとの協働による維持管理によって、一定の質が保たれている状況にある。

本計画に基づいて保全した緑地の維持管理についても、引き続き、市民、企業、既存の緑地保全に関わる市民活動などと連携・協働していくことが課題となる。

しかし、このような取り組みを進めるためには、既存の市民活動の支援の充実や、新たな活動団体、ボランティアの育成が必要不可欠となるため、次に示す緑の基本計画の施策と連携して実施していくものとする。

表15 保全した緑地の管理における市民協働の仕組みの構築に関わる緑の基本計画上の位置付け

基本方針	個別目標	施策
2 水と緑の軸の形成	6 河川とその周辺の緑の保全	10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり
5 みんなで進める緑のまちづくり	17 市民参加の緑づくり	36 水と緑の保全活動の推進

(2) 緑地保全に関連する各種データの整備

本計画に基づいて、継続した緑地の保全を進めていくには、緑地を構成する植生や緑地に生息する生きものなど、緑地の保全に関係する各種情報について、モニタリングしていくことが望まれる。

また、動植物のデータを更新するとともに、評価時に調査・整理した各緑地の概況、法制度上の位置付けなどの社会条件などのデータを更新していくことが課題となるため、次に示す緑の基本計画の施策と連携して実施していくものとする。

表16 緑地保全に関連する各種データの整備に関わる緑の基本計画上の位置付け

基本方針	個別目標	施策
4 水と緑の質の向上と活用	14 生物多様性の保全	29 生きもの調査の実施

(3) 新たな制度活用により緑地と一体をなす農地の保全

市内の緑地の中でも著しい減少がみられる生産緑地地区について、都市化の進行や相続の影響などの課題がある。

本計画においても、緑地と一体となって武蔵野の風景を形成するなど、特に保全の必要性が認められる農地については保全の対象としている。

農地としての風景を維持していくためにも、営農の継続を確保することを第一に考え、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法^{*}に基づく都市農業の振興対策や、農地所有者の協力による「体験型農園」などの積極的な活用や導入なども今後の課題となるため、次に示す緑の基本計画の施策と連携して実施していくものとする。

表 17 新たな制度活用により緑地と一体をなす農地の保全に関わる緑の基本計画上の位置付け

基本方針	個別目標	施策
3 まちなみの緑の育成	9 農地の保全	14 農地保全のための制度の検討と保全

資料編

〈用語解説〉

あ行

エコロジカル・コリドー（生態的回廊）

動植物の生息地（樹林地など）の間を生物が移動できるようにするための回廊のことである。生物多様性保全の面からは、生息地となる樹林地などの面積が大きく、連続的であることが重要な要素となるため、樹林地などを生態的回廊によってつなぐことで、生物の生息地としての役割や生産機能を高めることができると考えられている。

縁崖林（えんがいりん）

河川などの浸食作用でできた崖地に形成された樹林で、自然の地形を保護するとともに、崖下の湧水や動植物の生息環境などの保全に寄与している。暴風、土壌飛散防止、水源維持を目的に、人為的に形成されたものもある。

か行

確保地

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、確保することが望ましい緑の箇所をリスト化した。そのうち、計画期間内に、緑地の買収等により保全するもの、又は、法や条例に基づいて強い規制をかけることにより確実に保全していくものを「水準1」、計画期間内に、法や条例等に基づいて許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくものを「水準2」、計画期間内に、行為の届出や緑地の所有者との保全に関する協定を結ぶなど緩い制限により保全に取り組むものを「水準3」と位置付けたものを確保地と言う。⇒資料編P3「緑確保の総合的な方針」参照

黒目川上流域親水化事業

黒目川上流域を下水道雨水幹線として整備することに併せ、親水機能を付加した良好な水辺空間の創造を図ることを目的に、地域特性を踏まえた3つのゾーンを設定した。「保全ゾーン」では、良好な緑地環境を保全しつつ、より市民が親しめるような整備、「創造ゾーン」では、市民が憩える川を新たに創造し、治水安全性を考慮した整備、「復元ゾーン」では、神社などがあることから、自然環境を生かし市民が憩える場とし、武蔵野の風景を復元することを目指している。

さ行

市街化区域・市街化調整区域

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、必要がある時は、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めることができるとされている。市街化区域は、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のことである。一方、市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」のことである。

水文地形（すいもんちけい）

水循環プロセスと地域の地質や土壌、植生、土地の履歴の相互作用によって形成された地形のことである。

市民緑地

都市緑地法に基づき、土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体又は緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度である。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されるほか、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

⇒資料編P5、6参照

借地公園

都市公園法に基づき、民間の土地所有者と地方公共団体が貸借契約を結んだ土地に公園整備を行う制度である。期間限定の都市公園を設置することが可能になり、市街地にある企業等の未利用地を積極的に活用した都市公園整備を可能にするとともに、優遇税制により土地所有者の所有コストが軽減される。

生産緑地地区

生産緑地法、都市計画法に基づき、農林業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つである。土地所有者は農地等として管理する義務を負い、土地に係る税制の優遇措置を受けることができる。⇒資料編 P5、6 参照

生物多様性

その地域における生態系・種・遺伝子の変異性の総体である、生物と生息地の多様性の保全が必要とされる（国連生物多様性保全戦略）。平成4年のリオの地球環境サミットで気候変動枠組条約、森林原則とともに生物多様性条約に加盟したことから、国内法（生物多様性基本法）の制定や生物多様性国家戦略の策定・実施、国に準じた地方公共団体の計画の策定・実施がなされている。市でも生物多様性地域戦略の策定予定である。

草本層

樹木の主に地表面に生育する草本性の植物等からなる層のことである。樹林内の土壌保全に重要である。

た行

地区計画制度

地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度である。

東京における自然の保護と回復に関する条例

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として昭和47年に制定されたものである。その後の自然環境や自然保護行政の変化に対応し、「都市と自然が調和した豊かな東京」の実現をめざして、平成13年に全面改正されている。

特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止、動植物の生育地等となる緑地の保全を目的として、都市における良好な自然的環境となる緑地を指定し、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。⇒資料編 P5、6 参照

都市計画公園・都市計画緑地

都市計画法に基づく都市施設で、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与する目的で計画的に配置する公園・緑地。整備後は、都市公園法で告示し、都市公園や都市緑地として管理される。都市公園法に基づく公園・緑地には、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする総合公園や、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする街区公園などがある。⇒資料編 P5、6 参照

都市緑地法

昭和48年に都市緑地保全法として制定され、平成16年に都市緑地法に改正された。都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的としている。

都市農業振興基本法

平成27年に、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。政府は、都市農業振興基本計画を定めなければならない。また、地方公共団体は、政府の基本計画を基本として、地方計画の策定に努めなければならない。

トラスト制度

19世紀の英国において、産業革命とともに急速に自然が失われるなか、市民が発案した仕組みで、国民のために、国民自身の手で大切な自然環境という資産を寄付や買い取りなどで入手し、守っていくことを基本理念としている。これをお手本に、わが国でも様々な地域で、市民などから広く寄附を募り、それを資金として土地等を取得し、優れた自然環境などを、市民共有の財産として末永く保全する制度が生まれている。

な行

農の風景育成地区

東京の農地は、食料生産の場だけではなく、潤いのある風景の形成や、災害時の避難の場としても役立つ貴重なオープンスペースであり、多面的な機能を果たしている。減少しつつある農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐために、東京都が創設した制度を基に、農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、区市町と協力して、農地等の保全を図るために都市計画制度などを積極的に活用し、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成していくものである。

は行

保存樹木・保存樹林

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、良好な環境を確保するため、規則に定める基準に該当する緑地保護区域内における樹木または樹林の所有者の同意をえて、市長が指定する制度であり、伐採には市への届出が必要になる一方、保全に係る費用の一部が補助される。現在、約600本の保存樹木、4箇所の保存樹林などを指定している。
⇒資料編 P5、6 参照

ま行

水循環

水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう（水循環基本法の定義）。生態学的には、地圏、大気圏、生物圏、水圏を水が液体、気体、固体と相を変えながら循環することを指す。

緑確保の総合的な方針

東京に残された樹林地や農地等の緑が減少を続けている状況を重要な課題ととらえて、東京都が本市を含む区市町村と合同で、平成22年5月に策定したものである。この方針は、10年間に確保する緑やまちづくりの中で創り出す緑を明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための新たな施策を提示したものである。

みどりの基金

緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度である。市民からの寄付や宅地開発時の公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地等の取得に用いられている。

緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画である。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。本市では、平成10年11月に、「第一次緑の基本計画」、平成25年4月には「第二次緑の基本計画」を策定し、みどりの将来像「水循環や生物との共生に配慮して、水とみどりのネットワークがあるまち」を目指し、様々な施策を展開している。本計画は、この「第二次緑の基本計画」を上位計画としている。

森の広場

都市公園や緑地の不足を補うため、本市が民有地の樹林地を借上げ、森の広場として開放しているものである。現在、7箇所の森の広場を開放している。
⇒資料編 P5、6 参照

や行

屋敷林保全プロジェクト

東京都が区市町村と合同で策定した「緑確保の総合的な方針」において、「既存の緑を守るための新たな取組」として位置付けられたプロジェクトの1つである。屋敷林は、武蔵野らしさやその地域らしさを感じることでできる貴重な存在となっており、個人の資産ではあるが、今日の環境形成への重要性に照らして、地域共有の緑の資産として、保全していくことが重要であることを踏まえ、土地保有コストの負担軽減、開発や相続時における対応、屋敷林保全の普及・啓発など、総合的に取り組むプロジェクトである。⇒資料編 P3 「緑確保の総合的な方針」参照

緑地保護区域

東久留米市のみどりに関する条例に基づき、自然環境の保全を図るため必要があると認めるときに、市長が、審議会に諮って指定する区域である。建築行為など一定の行為の制限などにより緑地を保護する制度である。現在、市内では1箇所を指定している。⇒資料編 P5、6 参照

緑地保全地域（都市緑地法）

特別緑地保全地区は、都市計画法における地域地区の一つ。里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度である。⇒資料編 P5、6 参照

緑地保全地域及び歴史環境保全地域

緑地保全地域及び歴史環境保全地域（総称して「保全地域」という。）は、「東京の自然と保護の回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していくために指定されるものである。東京都が指定する保全地域は、都内に50箇所（平成27年3月現在）あり、その内8箇所が東久留米市内にある。⇒資料編 P5、6 参照

《主な緑地の保全等に係る区域指定制度の概要（行為の規制（担保力））》

	指定区域名	根拠法	指定権者	期間	立地・対象面積	
担保力 強い ↑	公有地化 都市計画公園 都市計画緑地	都市計画法 都市緑地法 都市公園法	市	恒久的な 緑地の保全	都市計画区域内	
	行為の制限 ＜許可＞	特別緑地保全地区	都市緑地法	市	恒久的な 緑地の保全	-
		緑地保全地域	東京における 自然の保護と回復に 関する条例	都	-	-
		歴史環境保全地域				
		都市公園	東久留米市 都市公園条例	市	-	-
行為の制限 ＜許可＞	生産緑地地区	都市計画法 生産緑地法	市	30年経過すると 買取りの 申し出が可能	市街化区域内 500㎡以上	
担保力 ↓ 弱い	行為の制限 ＜届出＞	緑地保全地域	都市緑地法	市	-	-
		緑地保護区域	東久留米市の みどりに関する条例	市	-	概ね10,000㎡以上 の樹林地
		保存樹林			単年度契約	1,000㎡以上の樹林 地
担保力 弱い ↓ 弱い	公開等の協定	市民緑地	都市緑地法	市	契約期間 5年以上	都市計画区域内 300㎡以上
		森の広場	東久留米市の みどりに関する条例	市	借り上げ 単年度契約	-

優遇措置（税の軽減）、補助金交付など）≫

区域内における行為規制	土地所有者に対する税制優遇		補助金交付		行政による土地の買入れ
	固定資産税 都市計画税	相続税	国から市へ	市から土地所有者へ	
-	-	-	用地取得(1/3) 施設整備(1/2)	-	買入れ前提
・建築物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・土石の採取、鉱物の採掘 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 など	最大1/2評 価減	山林及び 原野につい て8割評価 減	土地買入(1/3) 施設整備(1/2)	-	買入れの義務
・建築物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・鉱物掘採や土石採取、木竹伐採 ・水面の埋め立てや干拓 ・河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること など	-	-	-	-	買入れの義務
上記の他、 ・歴史的遺産の現状変更	-	-	-	-	-
・都市公園の損傷または汚損 ・竹木の伐採、植物の採取 ・土地の形質の変更 ・鳥獣、魚貝、昆虫類の捕獲または殺傷 ・広告等の設置、立入禁止区域に立ち入り ・指定した場所以外への車等乗り入れ、又は駐車 ・都市公園以外の用途での使用 など	-	-	-	-	-
・建築物の新築・改築・増築 ・宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更 ・水面の埋め立て など	農地課税 (宅地並み 課税の免 除)	相続人が営 農を継続し ている場合 納税猶予	-	-	買入れの検討
・建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など	-	-	-	-	-
・建築物の新築・改築・増築又は移転 ・宅地の造成、その他の土地の形質の変更 ・自然環境に重大な変更を生ずる恐れのある行為 など	-	-	-	-	-
・保存樹木等の伐採、または移植	-	-	-	補助金交付 (1㎡あたり65円)	-
-	市に無償貸 し付けの場 合は非課税	条件を満た す場合2割 評価減	-	-	-
-	負担相当額 を使用料と 共に交付	-	-	-	-

《東久留米市緑地保全計画検討委員会運営要綱》

(設置)

第1 東久留米市第二次緑の基本計画に定める「緑地保全計画」を策定するために必要な事項を検討するため、東久留米市緑地保全計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を緑地保全計画案としてとりまとめ、東久留米市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 市内の保全すべき価値の高い雑木林等の調査・評価・優先順位付け
- (2) 優先順位の高いものの保全手法の検討
- (3) その他計画策定にあたり必要な事項

(組織)

第3 委員会は、委員11名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 東久留米市環境審議会委員 3名以内
- (2) 東久留米市市民環境会議委員 3名以内
- (3) 公募市民 3名以内
- (4) 東久留米市庁内環境委員会委員 2名以内

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から第2に規定する報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(謝金)

第7 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。但し、東久留米市庁内環境委員会委員には、支給しない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、環境安全部環境政策課において処理する。

(委任)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営において必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成27年5月22日から施行する。
- 2 この訓令は、第2の規定で定める事項の結果を市長に報告した日の翌日をもって、その効力を失う。

《東久留米市緑地保全計画検討委員会名簿》

区 分	氏 名	所属等
委員長	スギハラ ヒロヤス 杉原 弘恭	東久留米市環境審議会委員
副委員長	トヨフク マサミ 豊福 正己	東久留米市市民環境会議委員
委員	オオヤマ クニオ 大山 久仁夫	東久留米市環境審議会委員
委員	ミマ ユウコ 三間 優子	東久留米市環境審議会委員
委員	コマダ トモヒサ 駒田 智久	東久留米市市民環境会議委員
委員	イヌイ カオル 乾 馨	東久留米市市民環境会議委員
委員	オオタ セイジ 太田 誠司	公募市民
委員	リキヒサ トシハル 力久 俊治	公募市民
委員	タケイシ ユリコ 武石 百合子	公募市民
委員	モリヤマ ヨシオ 森山 義雄	東久留米市市内環境委員会委員
委員	イケガミ コウイチ 池上 浩一	東久留米市市内環境委員会委員

《東久留米市緑地保全計画検討委員会における検討事項について》

27 東久環環発第 27 号
平成 27 年 6 月 24 日

東久留米市緑地保全計画検討委員会
委員長 杉原 弘恭 殿

東久留米市長
並木 克巳

東久留米市緑地保全計画検討委員会における検討事項について（依頼）

東久留米市訓令乙第 146 号、東久留米市緑地保全計画検討委員会運営要綱第 2 の規定により、貴委員会に対して、下記の事項について検討を行い、その結果を緑地保全計画案としてとりまとめ、報告するよう依頼いたします。

記

1 依頼事項

- (1) 市内の保全すべき価値の高い雑木林等の調査・評価・優先順位付け
- (2) 優先順位の高いものの保全手法の検討
- (3) その他計画策定にあたり必要な事項

2 報告期限

平成 28 年 3 月 31 日

《東久留米市緑地保全計画検討委員会の検討経過》

年	月日	検討委員会など
平成 27 年	6 月 24 日	第 1 回東久留米市緑地保全計画検討委員会 (1) 東久留米市緑地保全計画策定の目的 (2) 東久留米市環境審議会とのつながりについて (3) 東久留米市緑地保全計画の策定について (4) 対象地区について (5) 今後のスケジュールについて (6) その他
	7 月 28 日	現地見学 及び 基礎レクチャー
	8 月 18 日	第 2 回東久留米市緑地保全計画検討委員会 (1) 第 1 回検討委員会の主な意見と対応案について (2) 東久留米市緑地保全計画の構成案について (3) 東久留米市緑地保全計画の対象となる緑地について (4) 対象緑地の評価の考え方（評価手法等）について (5) 東久留米市緑地保全計画策定スケジュールについて (6) その他
	10 月 2 日	第 3 回東久留米市緑地保全計画検討委員会 (1) 第 2 回検討委員会の主な意見と対応案について (2) 東久留米市緑地保全計画（素案）について (3) 東久留米市緑地保全計画策定スケジュールについて (4) その他
	11 月 6 日	第 4 回東久留米市緑地保全計画検討委員会 (1) 第 3 回検討委員会の主な意見と対応案について (2) 東久留米市緑地保全計画（素案）について (3) 東久留米市緑地保全計画策定スケジュールについて (4) その他
	12 月 17 日	第 5 回東久留米市緑地保全計画検討委員会 (1) 第 4 回検討委員会の主な意見と対応案について (2) 東久留米市緑地保全計画（素案）について (3) 東久留米市緑地保全計画策定スケジュールについて (4) その他
平成 28 年	2 月 1 日～ 2 月 22 日	パブリックコメントの実施
	3 月 16 日	第 6 回東久留米市緑地保全計画検討委員会 (1) パブリックコメントの意見に対する考え方等について (2) パブリックコメント結果を反映した最終案のまとめについて (3) その他
	3 月 25 日	東久留米市緑地保全計画案の市長への報告